

令和8年度 第2回 宮崎地方最低賃金審議会 議事録

1 日 時

令和8年8月5日（水）午後1時30分～2時45分

2 場 所

宮崎合同庁舎2階 共用大会議室

3 出席者 （五十音順）

公益代表委員	大山、古賀、橋口、宮川、森部
労働者代表委員	沖、鎌田、重黒木、白崎
使用者代表委員	岩切、酒匂、中原、久富、宮崎
事務局	吉越労働局長、三上労働基準部長、吉田賃金室長、木村室長補佐

4 議事内容

【室長補佐】

それでは定刻となりましたので、ただ今より、令和8年度第2回宮崎地方最低賃金審議会を開催いたします。

まず、本日の出欠状況ですが、本日は、労働者代表の土居委員が欠席されていますので、14名の出席となっております。従いまして、最低賃金審議会令第5条の規程に基づき定足数を満たしていますことをご報告申し上げます。

それでは、まず最初に、本日の議事録の確認の件ですが、今回は鎌田委員と宮崎委員にお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

【鎌田・宮崎委員】

はい。

【室長補佐】

よろしくお願いします。また、当審議会の開催にあたり公示を行いましたところ、5名の方から傍聴希望の申出があり、本日はその5名様全員が傍聴に来られていますことをご報告申し上げます。なお、傍聴者におかれましては、「傍聴に当たっての遵守事項」を厳守のうえ、会議を傍聴されますようお願いいたします。また、本日の会議資料については閲覧用を準備しておりますので、会議中にご覧いただいて差し支えありませんが、お持ち帰りになられることは、お控えいただきますよう、よろしくお願いいたします。なお、会議資料の一部につきましては、後日、宮崎労働局ホームページに掲載いたしますので、必要な場合はそちらをご利用いただきますよう、お願いします。

また本日は報道機関の方にもお越しいただいておりますが、報道機関の方のカメラ等の撮影は、審議会公開要領に開始直前までとされていますので、撮影を終了していただきますようお願いいたします。なお、報道機関の方の審議会の傍聴は、傍聴者席で可能となっておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

つづきまして、配布資料について説明させていただきますが、資料1から資料7につきましては、議題の中で説明させていただきますので、ここでは資料8以降について紹介させていただきます。

それでは20ページの資料8から説明させていただきますが、お手元にお配りしています資料の、下の方に「本審20」とかかれたページをご覧ください。この後、何々ページと言いましたら、すべて、この「本審」何々とかかれたページのことになりますので、どうぞよろしくお願い致します。

それでは、まず20ページの資料8と、次の資料9についてですが、こちらは両方とも「県内の主要統計資料」になります。まず20ページの資料8をご覧ください。こちらは宮崎市の消費者物価指数をまとめた資料になります。20ページに最新の令和8年5月分の取りまとめがされていますが、上から「総合指数」「生鮮食品を除く総合指数」「生鮮食品及びエネルギーを除く総合指数」の数値が記載されています。一番上の「総合指数」を見ていただきますと、総合指数が「114.1」、そしてその下に前月比と前年同月比が記載されていますが、下の方の前年同月比を見ていただきますと、「+1.4」、そしてその横に「55か月（4年7か月）連続でプラス」とコメントされています。この「総合指数」につきましては、次のページに説明がありますが、21ページの「(1) 総合指数」の下のところですが、「消費者物価指数で扱う全ての指数品目の値動きを反映した指標」ということになります。そして、その下に「総合指数の動向」を示した折れ線グラフがありますが、そちらのグラフの下の方を見ていただきますと、表の一番下のところに宮崎市と全国の前年同月比が記載されています。これを見ますと宮崎市も全国平均もともに前年同月比の数値が減少傾向にあります。したがって、宮崎市の「総合指数」は、前年同月比が55か月連続でプラスが続いているものの、上昇率は鈍化の傾向にあるという状況が見て取れるデータとなっています。

つづきまして、34ページの資料9ですが、こちらは「みやぎん経済研究所」の「2026年6月期・企業動向アンケートの調査結果」になります。次の35ページに調査結果の概要がまとめられていますが、上から2行目、四角で囲われたところの上になりますが、「今期D Iは大幅低下。中東情勢の影響が波及し業況は急速に悪化」と調査結果が総括されています。このD Iというのは業況判断D Iのことですが、業況判断D Iというのが、アンケート等で「景気が良いと感じていると回答した企業の割合」から「景気が悪いと感じていると回答した企業の割合」を引いた指数になりますので、D Iが大幅に低下しているということは、それだけ「景気が悪い」と感じている企業が増えているということになります。下の四角で囲われたところに説明がありますが、「3」の3行目に「人手不足は若干和らいでおり」というコメントもありますが、その下の「4」のところで説明されていますように、「物価上昇」が業況に大きな影響を与えているといった調査結果が示されています。

それでは、次の資料になりますが、48ページの資料10から、79ページの資料17までは、昨年度の最低賃金引上げ後の影響に関する資料になります。「目安制度の在り方に関する全員協議会」におきまして「令和7年度地方最低賃金審議会の審議結果を踏まえた論点と考え方の整理」が示されていますが、皆様の方にも第1回本審の資料として既に配布しているところです。そこに、今後の「対応方針」が示されていますが、その中に「特に前年度、例年以上に高い引上げを行った場合、翌年度の審議では、その影響等を公労使委員間で確認した上で、当該年度の審議を行うべきである」という対応方針が示されています。その対応方針を受けまして、前回の第1回本審や運営小委員会の中で、「前年度に例年以上に高い引上げを行った場合の影響等に関する何らかの資料を準備して欲しい」といった意見がございました。その意見を受けまして、事務局として、用意したものが、資料10から資料17になります。例年以上の高い引上げを行った場合の影響を直接的に示すデータとはなっていないかもしれませんが、今回は、何らかの影響等が現れる可能性があるデータということで、事務局で収集したものを準備させていただきました。中には、第1回本審の資料として提供しております中賃の資料を抜粋したものもございしますが、ご了承いた

だければと思います。

時間の関係ですべては説明できませんが、資料 10 だけ、どのような内容の資料か、説明をさせていただきます。48 ページをご覧ください。毎年、最低賃金が改正された後に、全国の労働基準監督署で、最低賃金の履行確保を主眼とした監督指導が行われていますが、宮崎県でも県内の 4 か所の労働基準監督署で 1 月から 3 月にかけて最低賃金履行確保の監督指導が実施されています。48 ページはその監督指導の結果で、平成 18 年以降のデータになります。また次の 49 ページは宮崎だけでなく全国で実施された監督指導の結果になります。48 ページの方の、表の一番下の黄色の箇所を見ていただきますと、一番左側の「08」が監督を実施した年、つまり今年の令和 8 年になりますが、その隣の「233」が監督を実施した事業場数、そしてその中で最低賃金の違反が確認された事業場数がその隣の「15」。結果、違反率が「6.4%」となります。今年の違反率は、過去の違反率と比較しましても、顕著な違いは見られないといった結果になっています。

それでは次の資料ですが、87 ページの資料 18 をご覧ください。ここからは中央最低賃金審議会の第 2 回目安小委員会の資料になります。まず 87 ページの資料ですが、こちらは令和 8 年賃金改定状況調査の結果になります。そしてこの資料の 92 ページをご覧ください。こちらの「第 4 表①」の方に、男女別の賃金上昇率がまとめられています。この表の赤線で囲われているところをご覧ください。「男女計」の「C ランク」の、「産業計」のところになりますが、C ランクの「C」の右側に「1,343」「1,388」とありますが、これが「令和 7 年 6 月」と「令和 8 年 6 月」の「1 時間当たりの賃金額」になります。昨年 1,343 円であったのが、今年は 1,388 円に上がっていますので、その右隣にありますように賃金上昇率が「3.4」となります。その隣の「3.0」は昨年同時期の賃金上昇率になりますので、昨年より 0.4 ポイント高くなっているということになります。そして、この赤枠以外の箇所ですが、赤枠のところの右隣りに C ランクの各業種別の調査結果が示されています。この中で賃金上昇率を比較しますと、「医療・福祉」で賃金上昇率が最も高く「3.9%」、逆に最も低いのが、「学研究、専門・技術サービス業」の「2.4%」となっています。そして次のページを飛ばしまして 94 ページの第 4 表③をご覧ください。こちらは、一般・パート別において令和 7 年 6 月と令和 8 年 6 月の両方に在籍していた労働者を対象とした集計結果になりますが、先ほどと同じように、赤線で囲われたところを見ていただきますと、「C」の「産業計」のところですが、今年の賃金上昇率が「4.0」となっていて、その上の A ランク「3.0」、B ランク「3.7」より、C ランクの方が高い賃金上昇率となっています。

そして次に 99 ページ、資料 19 をご覧ください。ここから何ページかは生活保護と最低賃金との比較に関する資料になります。100 ページは 2024 年、2 年前のデータになりますが、次の 101 ページがその改定版で最低賃金のデータだけを 2025 年度のものに改定した資料になります。どちらのグラフでも上の折れ線が最低賃金、下の折れ線が生活保護費になりますので、全ての県におきまして最低賃金が生活保護費を大きく上回っているといった結果になっています。

次に 103 ページの資料 20 についてですが、こちらは地域別最低賃金の未満率・影響率の推移をまとめた資料になります。宮崎が含まれます C ランクは、2025 年度、昨年度の未満率が「2.3%」、そしてその下の影響率が「32.4%」で、ともにその前年より上昇していますが、特に影響率の方は、前年の「25.6%」から 6.8 ポイントも上昇しているといった結果になっています。

また次の 104 ページと 105 ページは、令和 7 年の最低賃金基礎調査と賃金構造基本統計調査をもとにした各県の未満率、影響率の数値になっております。宮崎県のところ、赤線で囲われたところを見ていただきますと、105 ページの方の賃金構造基本統計調査における未満率「2.1%」。ここだけは一番右側の全国平均を下回っていますが、それ以外は全国平均を上回る結果となっています。

次に 106 ページの資料 21 ですが、こちらは、全国の「時間当たりの賃金分布」に関するグラフ

で、宮崎と同じCランクの県のグラフを抜粋したのになります。この中で、宮崎県が記載されているのは109 ページ、113 ページ、117 ページで、いずれも赤線で囲った箇所になりますので、また後ほど確認していただければと思います。

次の119 ページ以降の資料22は「最新の経済指標の動向」に関する資料になります。時間の関係で説明は省略させていただきますが、また後ほど確認していただければと思います。

次の155 ページは委員からの要望により追加された資料になります。こちらも時間の関係で、すべては説明できませんが、中東情勢に関連した内容が多くを占めているようです。またそれ以外にも、177 ページから181 ページまでが価格転嫁に関連した内容、また182 ページの労働分配率など、3要素の「通常の事業の賃金支払い能力」に関連した内容の資料もありますので、また参考にしていただければと思います。

そして次の資料になりますが、183 ページの資料24をご覧ください。こちらは「足下の経済状況等に関する補足資料」の内容更新部分を抜粋した資料になります。まず185 ページをご覧ください。こちらは連合の春季賃上げ妥結状況をまとめた資料になります。2013 年から今年までの、全体と中小の賃上げ率をまとめたものになります。今年、2026 年の結果を見ますと、全体の方が「5.01%」、中小で「4.69%」と、全体の方は昨年の「5.25%」より少し下がっていますが、中小の方は昨年を上回り、しかも、このグラフの中で最も高い賃上げ率となっています。そして次の186 ページは経団連の春季賃上げ妥結状況をまとめた資料になりますが、こちらの方は大手企業と中小企業に分けて月例賃金の引き上げ結果をまとめたグラフになります。今年の2026 年に関しましては第1回の集計結果になりますので、最終的な結果ではありませんが、ただ大手企業に関しましては第1回集計結果の段階で、既に昨年の最終結果を上回る状況となっています。そして、少し飛びますが、193 ページをご覧ください。こちらは企業の倒産件数に関する資料になります。まず下の方のグラフ、「長期的な推移」の方をご覧ください。倒産件数はこのように2021 年まで減少傾向にありましたが、その後、増加に転じまして、昨年、2025 年は「10,300 件」と、ほぼ2013 年の水準にまで逆戻りしているような状態にあります。また最近では物価高を背景とした倒産が増えていますが、次の194 ページをご覧ください。グラフが2つ載っていますが、左の棒グラフの方が2020 年以降の年ごとの物価高倒産の件数、右の円グラフの方が今年の上半期に物価高倒産した業種の内訳がまとめられています。状況としましてはグラフの上に説明文がありますが、その上の方の説明文、「全国企業倒産集計（2025 年報）」の上から3行目のところにありますように、「原材料や燃料費高騰などのほか、人件費などの上昇に耐え切れずに倒産したケースも目立った」といったような状況にあるようです。

続きまして、次の資料になりますが、218 ページの資料25になります。こちらは「主要統計資料」の内容更新箇所を抜粋した資料になります。時間の関係で説明は割愛させていただきますが、また後ほど確認していただければと思います。

それでは次の資料ですが、239 ページの資料26は労働者代表の仁平委員が提出した資料で、各県の「パートタイム労働者の時間当たり給与と求人募集賃金、最低賃金の推移」を示したのになります。この中で宮崎県は252 ページに記載されていますので、また後ほどご確認いただければと思います。

それでは次の資料ですが、255 ページの資料27をご覧ください。ここからは中央最低賃金審議会の第3回目安小委員会の資料になります。255 ページの資料27が委員から追加要望のあった資料、263 ページの資料28が「足下の経済状況等に関する補足資料」、266 ページの資料29は「主要統計資料」で、資料28と資料29は更新部分のみ抜粋した資料になります。時間の関係で説明は割愛させていただきますが、また後ほど確認していただければと思います。

それでは次の資料ですが、269 ページの資料30をご覧ください。ここからは中央最低賃金審議

会の第4回目安小委員会の資料になります。資料30は7月21日に閣議決定しました「日本成長戦略」の関係箇所のみを抜粋した資料になります。また277ページからが同じく7月21日に閣議決定しました「経済財政運営と改革の基本方針2026」で、いわゆる骨太方針となりますが、こちらの方も関係箇所のみを抜粋したものとなります。

つづきまして、次の279ページの資料31ですが、ここからは中央最低賃金審議会の第5回目安小委員会の資料になります。279ページの資料31が「委員からの追加要望資料」、282ページの資料32が「足下の経済状況等に関する補足資料」、290ページの資料33が「主要統計資料」で、いずれも第1回から第4回までの目安小委員会の資料の更新箇所のみを抜粋したのになります。時間の関係で多くは説明できませんが、この中から、いくつか、消費者物価指数に関する資料を紹介させていただきたいと思います。まず、287ページをご覧ください。こちらは「持家の帰属家賃を除く総合」の対前年上昇率の推移について、Aランク、Bランク、Cランクごとにまとめられた資料になります。この中で最新の値が、右から2列目の2026年6月の上昇率になります。宮崎県が含まれるCランクは「1.8%」とプラスにはなっていますが、その右隣の「2025年10月から2026年6月の平均」の「2.1%」より低い値でありますので、Cランクの消費者物価指数は前年同時期より上昇しているものの、上昇率は鈍化していると、見て取ることができます。そして次のページ、288ページの資料も、消費者物価指数の対前年上昇率の推移をあらわした資料になりますが、こちらは、「持家の帰属家賃を除く総合」だけでなく、「頻繁に購入」「1か月に1回程度購入」「基礎的支出項目」「食料」の品目についても、対前年上昇率の推移をまとめたものになります。表が上下2つに分かれています。上の方の「持家の帰属家賃を除く総合」については、前のページの全国のデータと同じ内容になっています。下の表の方ですが、最新の2026年6月の上昇率を見ますと、右から3列目になりますが、いずれも対前年上昇率がプラスとなり、また、その右隣の「2025年10月～2026年6月平均」と比べましても、一番下の「食料」以外は平均値より高い上昇率となっています。ただ一番右側の列の1年前の平均値、「2024年10月～2025年6月平均」のところの数値と比較しますと、すべて下回っていますので、消費者物価指数については、現在も上昇局面にはあるものの、上昇率は次第に鈍化している状況が見て取れます。次に、少し飛びまして、296ページをご覧ください。こちらは消費者物価指数の対前年上昇率の推移を都道府県ごとにまとめた資料になります。こちらの方は「持家の帰属家賃を除く総合」の数値で、各都道府県をAランク、Bランク、Cランクに分けて、対前年上昇率の推移をまとめた資料になります。このなかで宮崎県は赤線で囲われた箇所になりますが、最新の2026年6月の対前年上昇率が「1.2%」となります。他県と比較してみますと、上昇率が最も低い県は千葉県と佐賀県で「0.9%」、逆に最も高い県が青森県の「3.3%」となっていますので、これから見ましても、宮崎県の「1.2%」というのは、全国的に低い方に分類される上昇率になるのではないかと思います。

それでは続きまして、297ページ以降の資料についてですが、297ページ以降はすべて今年度の目安に関する資料になります。297ページの資料34-1が今年度の目安の答申、299ページの資料34-2が目安に関する公益委員見解、そして少し飛びますが、365ページからが目安小委員会報告になります。この中で資料34-2の公益見解に参考資料が添付されています。310ページからになりますが、この参考資料の中からいくつか紹介させていただきますと、3要素の「労働者の生計費」に関する資料として313ページのエンゲル係数の推移ですとか、あと「通常の事業の賃金支払能力」に関連した資料としまして323ページ、324ページの企業収益に関する資料、325ページに従業員一人当たり付加価値額に関する資料などがありますので、また審議の参考にいただければと思います。資料の説明は以上となります。

それでは、議事に戻りますが、以後の議事につきましては、橋口会長に進行をお願いしたいと

思います。橋口会長、どうぞよろしくお願いします。

【橋口会長】

皆様、お忙しいところご苦勞様です。資料の説明が最初になりましたけれども、議事の方を始めたいと思います。よろしくお願いいたします。みなさんご承知のとおり、7月28日に中央最低賃金審議会が地域別最低賃金改定の目安について答申を出しました。この答申については、このあと事務局から報告していただきます。それでは、議題1「宮崎県最低賃金の改正決定に係る意見について」ですが、最賃法第25条第5項で、最低賃金審議会は、最低賃金の改正決定等の調査審議を行う場合は、関係労働者及び関係使用者の意見を聴くこととなっています。意見聴取結果について、事務局より説明をお願いします。

【賃金室長】

はい、それでは説明させていただきます。7月6日の第1回審議会における改正諮問の後、同日に関係労働者及び関係使用者の意見聴取に関する公示を行いましたところ、期日までに3件の提出がございました。資料1として添付しております。まず、1ページ資料1-1のとおり7月23日付けで日本民主青年同盟宮崎県委員会委員長様から「最低賃金額の1500円への引き上げを求める要請書」、続いて5ページ資料1-2のとおり7月23日付けで宮崎ふれあいユニオン執行委員長様から「要請書」、8ページ資料1-3のとおり7月27付で宮崎県労働組合総連合議長様から「2026年宮崎県最低賃金改定にあたっての意見」が提出されました。参考人意見陳述を確認したところ、宮崎ふれあいユニオン様以外の2団体が意見陳述を希望されました。なお、この3件の要請書につきましては、7月28日に全ての委員の皆様にもメールで送付しております。事務局からの説明は以上でございます。

【橋口会長】

はい、ありがとうございます。事前に事務局から要請書等が送付されておりますが、今一度、ご案内の資料でご確認いただいたでしょうか。よろしいでしょうか。「要請書」「意見」等について、何かご意見等ございませんか。

(意見等なし)

よろしいですか。特に無いようでしたら本件「要請書」「意見」も踏まえ、宮崎県最低賃金専門部会で審議をするということでよろしいでしょうか。また、希望された意見陳述については、この後の第1回専門部会で検討していただきたいと思いますと思いますが、それもよろしいでしょうか。

(異議なし)

ありがとうございます。それではそのように取り図りたいと思います。

次に、議題2「運営小委員会報告」ですが、運営小委員会の古賀座長からご報告をお願いします。

【古賀委員】

はい。運営小委員会は、7月6日に開催され、本年度の審議会運営について検討致しました。内容については、10ページの資料2のとおりです。事務局から要旨説明をお願いします。

【賃金室長】

それでは「運営小委員会報告」について、ご説明させていただきます。10 ページの資料2になります。7月6日の第1回本審後に

公益代表として 古賀委員と橋口会長、
労働者側代表として 白崎委員と鎌田委員、
使用者側代表として 宮崎委員と酒匂委員、

以上6名の委員に御出席いただきまして、令和8年度の最低賃金審議会の運営について検討し、5点について確認されました。

確認事項1点目が、宮崎県最低賃金の改正については、宮崎県最低賃金専門部会において、労働経済の情勢等及び最低賃金法の趣旨を勘案して慎重に審議を進める。あわせて、中央最低賃金審議会から示される目安を参考としつつ、発効日についても円滑な施行に向けて適切に検討することとする。

2点目は、特定最低賃金の改正等の必要性の有無については、検討小委員会において検討することとし、検討小委員会では関係労使の意見聴取を実施する。改正決定について諮問された場合、特定最低賃金専門部会の結審は年内発効を目指して努力するものとする。

3点目は、地域別及び特定最低賃金の金額改正に係る専門部会の審議の運営に当たっては、最低賃金審議会令第6条第5項の規定を採用し、専門部会における専決をもって本審答申と同一の効力を有することとする。なお、6条5項の適用は、専門部会において「全会一致」で決議した場合に限ることとし、専門部会での結審に当たって、労使いずれかの委員が「反対」の意思表示、または、本審開催の「申立て」を行った場合については、原則として3日以内に本審を開催し、審議のうえ採決する。また、専門部会で専決を行った場合は、他の本審委員に関係資料を送付し、次の審議会で報告するものとする。

4点目は、地域別及び特定最低賃金における審議に際しては、「全会一致」の結審に至るよう努力するものとする。

5点目は、専門部会を含む審議会開催日の設定については、事務局において可能な限り早期に日程調整を行うように努めるとともに、各委員は事務局の行う日程調整に協力するよう努めるものとする。なお、報告書にはございませんが、審議日程に関して議論いただき、労使の意見要望を踏まえて、公益見解提示後に一旦持ち帰り、別日に採決、同日本審開催の方向となりましたことを、あわせて報告させていただきます。以上でございます。

【橋口会長】

ただ今の運営小委員会報告について、何かご意見はありませんか。

(意見等なし)

ご意見がなければ、報告のとおりご承認いただけたものとしてよろしいでしょうか。

(異議なし)

それでは、議題3「令和8年度地域別最低賃金改正決定の目安について」に入ることになります。7月28日、中央最低賃金審議会から、本年度の目安に関する答申が示されていますので、その要旨について事務局から報告をお願いします。

【労働局長】

はい、私の方から説明させていただこうかと思います。令和8年度地域別最低賃金改定の目安につきましては、今、会長からお話しありましたとおり、先月、7月28日、中央最低賃金審議会会長から厚生労働大臣あてに答申がなされております。答申の概要について、簡単にご説明いたします。資料の297ページ、資料34-1をご覧ください。そこの記の1に書いていますとおり、労使の意見の一致に関しましては、項番1に「地域別最低賃金額改定の目安については、その金額に関し意見の一致をみるに至らなかった。」ということになっております。このため、引上げ額の目安に関しましては、2に記載してありますとおり、「地方最低賃金審議会における審議に資するため、目安に関する公益委員見解及び中央最低賃金審議会目安に関する小委員会報告を地方最低賃金審議会に提示する」とされたところでございます。

一枚めくっていただいて299ページをご覧ください。資料34-2の別紙1になります。令和8年度の地域別最低賃金改定の引上げ額の目安が記載されております。委員の皆様にはすでに情報提供させていただいておりますし、また、報道等によりご存じのこととは思いますが、各ランクの目安額につきましては、Aランクが54円、Bランクが56円、Cランクが56円とされております。

299ページから304ページにかけて、最低賃金法第9条第2項の3要素でございます「労働者の生計費」、「賃金」、「通常の事業の賃金支払能力」について検討された内容が記載されており、その検討結果を踏まえて、304ページの各ランクの目安額に関する検討結果が記載されているところでございます。

法定3要素の検討した内容につきましては、もう一枚めくって305ページの下から2段落目、「これらを総合的に勘案し」以降にまとめられております、

- ・ 労働者の生計費につきましては、消費者物価が引き続き上昇局面にある中、食料など生活必需品を含む支出項目に係る消費者物価が継続して高いが、その上昇率は昨年より鈍化していること、
- ・ 賃金については、昨年に引き続き高水準であり、中小企業を含めた賃上げの流れが続いていること、
- ・ 通常の事業の賃金支払い能力については、売上高経常利益率等の賃金支払能力に関する項目が改善傾向にあるが、一方、依然として賃上げ原資の確保が難しい企業も存在していること、

とされ、306ページになりますが、この3要素の検討結果のほか、最低賃金近傍の労働者の購買力の維持、賃上げの流れの維持・拡大及び最低賃金法の目的等を勘案し、目安額の検討にあたっては、上段の方に書いてありますが引上げ率4.9%、額にして55円を基準として検討することが適当であると考えられるとされたところであります。そして、各ランクの目安額につきましては、地域間格差是正の観点、賃金改定状況調査結果の第4表に記載の賃金上昇率を考慮した結果、Aランクと比較し、Bランクを相対的に高くするとともに、Cランクを昨年度以上に高くすることが適当とされたところでございます。その結果、目安額は、Aランクが54円、Bランクが56円、Cランク56円とされたものとなります。

目安額については以上となりますが、そのほか306ページ以降には政府への要望が取りまとめられております。目安額の検討におきましては、法定3要素を総合的に勘案して決定したところではございますが、一方では、労務費を含む価格転嫁の状況は依然として二極分離の状態であること、倒産件数自体は足下では増加しているといった企業経営を取り巻く環境を踏まえれば、中小企業・小規模事業場の賃金支払能力の面で厳しいものと言わざるを得ないと記載されてお

まして、中小企業・小規模事業場が継続的に賃上げできる環境整備の必要性は労使共通の認識でございます「生産性向上」「価格転嫁対策の徹底」「賃上げ原資の確保につなげる取組の継続的実施」「生産性向上への支援や経営支援の一層の強化」「各種助成金の充実」「中小企業の稼ぐ力強化戦略の着実な実行」などが強く要望として記載されているところでございます。

以上が概要となりますが、今回の中央最低賃金審議会答申のとりまとめの経緯等の詳細につきましては、この後の中央最低賃金審議会会長によるビデオメッセージがあります。これをご覧くださいいただくことで詳細の説明に代えさせていただこうかと思います。

最後になりますけれども、宮崎県最低賃金の審議に当たりましては、最低賃金法の趣旨及び今回の中央最低賃金審議会の答申内容を踏まえまして、また、宮崎県内の経済状況等をはじめ、最低賃金に関する実態調査、事業場視察結果、参考人意見聴取の結果並びに各種の参考データ・指標も十分に勘案しながら、ご審議いただきますようよろしくお願いいたします。私からは以上です。

【室長補佐】

それでは、中央最低賃金審議会会長のビデオメッセージを視聴することで目安改定に関する事務局からの報告としたいと思います。なお、目安答申等の資料は297ページにございますので、併せて確認をお願いいたします。また、追加配付資料で要旨をまとめたものをお配りしておりますので参考にいただければと思います。それでは準備しますので、しばらくお待ちください。

〈機器の不具合によりメッセージビデオ視聴できず〉

【橋口会長】

ビデオメッセージが届いているようなのですが、少し不具合があって映像が映らないようです。しかしメッセージが無いと進まないというものではありませんし、おそらく会長メッセージとして、この公益見解の強調点を説明するということだったと思うのですが、先ほど、局長から要点をご説明いただきましたし、資料もついておりますので、このまま続けさせていただいてよろしいでしょうか。

(異議なし)

よろしいですか。また別の機会があったら、その機会を利用してということにさせていただきます。この場は進行させていただきます。それでは、ただ今、令和8年度の地域別最低賃金改定決定の目安に関し、中央最低賃金審議会から答申された経緯等について、宮崎労働局長から説明を頂きました。今回の目安答申に至るまでの経緯が確認できたのではないかと思います。

それでは次に議題4に移りたいと思います。よろしいですか。議題4「宮崎県最低賃金専門部会委員の選任について」ですが、事務局から説明をお願いします。

【賃金室長】

はい。機材トラブルがありまして申し訳ございません。その前に追加配付でお配りしています1枚物の資料ですが、こちらがビデオメッセージを事務局の方でまとめさせていただいた資料になっていますので、こちらを併せてご覧いただければと思います。大変申し訳ございませんでし

た。

【橋口会長】

先ほど、追加配付された資料ですね。

【賃金室長】

はい、そうです。

【橋口会長】

はい。そういうことだそうです。

【賃金室長】

それでは、宮崎県最低賃金専門部会委員の任命についてご説明いたします。7月6日の第1回審議会で、宮崎県最低賃金専門部会を設置することが確認されましたので、第1回審議会終了後、専門部会委員の候補者の推薦について公示を行いまして、労働者団体及び使用者団体からそれぞれ候補者の推薦をいただきました。その結果、

公益代表委員として、橋口会長、宮川委員、森部委員

労働者代表委員として、鎌田委員、重黒木委員、白崎委員

使用者代表委員として、酒匂委員、中原委員、宮崎委員

の9名の方を令和8年7月23日付けで専門部会委員に任命いたしました。委員名簿は12ページに添付しております。本日の本審終了後に第1回専門部会の開催を予定しております。任命された専門部会委員の皆様は、よろしくお願いいたします。以上でございます。

【橋口会長】

ただ今の事務局説明について何かご質問はありませんか。

(質問なし)

よろしいですか。それでは続いて、議題5「特定最低賃金の改正の必要性の有無の諮問及び検討小委員会の設置について」の審議に入りたいと思います。まず、特定最低賃金の改正の申出書に関する資格要件の審査結果について事務局から説明をお願いします。

【賃金室長】

令和8年度特定最低賃金改正申出に関する要件審査結果について報告いたします。資料は13ページから15ページになります。

日本労働組合総連合会宮崎県連合会様から、2026年7月13日付けで、現行の4業種について、特定最低賃金の金額改正の申出がございました。13ページの資料4によりご確認ください。審査にあたりましては、定量的要件に関する審査と、労働協約等における賃金の最低額との関係を審査することとなっております。改正の場合にあっては産別最賃の適用労働者の概ね3分の1以上の労働者の合意が必要となっており、審査の結果は15ページの資料5によりご確認ください。

まず、「自動車(新車)小売業最低賃金」につきましては、自動車総連宮崎地方協議会販売部門連絡会議長様から申出があり、審査したところ適用労働者数2,687人に対して合意のあった労働者数が920人、比率は34.2%で、概ね3分の1以上の合意による申出がされております。労働協約

等における賃金の最低額は時間額 1,100 円です。

次に「電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金」につきましては、全日本電機・電子・情報関連産業労働組合連合会宮崎地域懇談会代表様から申出があり、審査したところ適用労働者数 7,127 人に対して、合意のあった労働者数が 3,203 人、比率は 44.9%で、概ね 3 分の 1 以上の合意による申出であると判断しました。労働協約等における賃金の最低額は時間額 1,174 円です。

続いて、「各種商品小売業最低賃金」につきましては、宮崎県小売産業別最賃労組連絡会の代表幹事様から申出があり、審査したところ、適用労働者数 4,597 人に対して合意のあった労働者数が 2,123 人、比率は 46.2%で、概ね 3 分の 1 以上の合意による申出がされております。労働協約等における賃金の最低額は時間額 1,075 円です。

最後に「宮崎県部分肉・冷凍肉、肉加工品、処理牛乳・乳飲料、乳製品製造業最低賃金」につきましては、日本食品関連産業労働組合連合会宮崎地区協議会議長様から申出があり、審査したところ、適用労働者数 2,876 人に対して、合意のあった労働者数が 1,302 人、比率は 45.3%で、概ね 3 分の 1 以上の合意による申出がされております。労働協約等における賃金の最低額は時間額 1,110 円です。

以上のとおり、令和 8 年度特定最低賃金の改正申出に関する要件につきまして、定量的要件に関しては 4 業種とも適正であることを報告いたします。なお、特定最低賃金を引き上げる際の上限額は関係労使の申し出に係る労働協約等における賃金の最低額となりますので、この点については検討小委員会でご審議をお願いいたします。説明は以上でございます。

【橋口会長】

はい、ありがとうございます。ただ今の説明について何か質問のある方はお願いします。

(質問なし)

ございませんか。よろしいですか。それでは、特定最低賃金について改正申出の要件が適正だったということです。労働局長から改正の必要性の有無について諮問をお受けしたいと思います。

【労働局長】

宮崎県特定産業別最低賃金の改正決定の必要性の有無について諮問。令和 8 年 7 月 13 日付けをもって申出代表者、日本労働組合総連合会宮崎県連合会、吉岡英明会長から、最低賃金法第 15 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり改正決定に関する申出がありましたので、同法第 21 条の規定により、その必要性の有無について貴会の意見を求めます。

- 1 宮崎県自動車（新車）小売業最低賃金
- 2 宮崎県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金
- 3 宮崎県各種商品小売業最低賃金
- 4 宮崎県部分肉・冷凍肉、肉加工品、処理牛乳・乳飲料、乳製品製造業最低賃金

です。どうぞよろしくお願いいたします。

(手交後、諮問文の写しを各委員に配付)

【橋口会長】

委員の方々にも諮問文の写しが配付されたと思います。

特定最低賃金の改正の必要性の有無につきましては、後日、検討小委員会場で審議することになりますが、まず、この検討小委員会の構成について、従来の慣例等について事務局より説明をお願いします。

【賃金室長】

はい。特定最低賃金につきましては、金額改正決定の申し出を受理した場合には、金額審議に先立ち、「改正の必要性」について審議会の意見を求めることとされております。宮崎地方最低賃金審議会におきましては、「検討小委員会」を設けまして「改正の必要性」について審議いただいているところです。宮崎地方最低賃金審議会運営規程第3条では「会長は審議会の議決により特定の事案について、事実の調査をし、又は、細目にわたる審議を行うため、委員を指名して小委員会を設けることができる。」と規定されており、この規定に基づき検討小委員会が設置されてきました。これまで、委員は公・労・使各側3名で構成し、座長及び座長代理は、公益委員から選出し、取りまとめをお願いしています。検討小委員会は全会一致を原則としており、これまで採決を行ったことはございません。以上が従来からの、検討小委員会の目的、委員の構成及び運営方法でございます。

【橋口会長】

はい、ありがとうございました。検討小委員会について事務局より説明があったところですが、この場で検討小委員会の各側3名の委員の選出をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。よろしいですか。

(異議なし)

それでは、公益代表委員については、古賀委員、宮川委員、森部委員の3人でお願いします。労・使各側から、委員の推薦をお願いします。労側、いかがですか。

【白崎委員】

はい。労側につきましては、土居委員、鎌田委員、そして白崎でお願いいたします。

【橋口会長】

使側いかがですか。

【河野委員】

はい。酒匂委員、中原委員、私、宮崎でお願いします。

【橋口会長】

それでは、検討小委員会は、

公益側が、古賀委員、宮川委員、森部委員

労働者側が、鎌田委員、白崎委員、土居委員

使用者側が、酒匂委員、中原委員、宮崎委員

以上の9名の委員をお願いします。次に、検討小委員会の日程について、事務局の考えがあり

ましたらお聞かせてください。

【賃金室長】

検討小委員会の開催につきましては、先日、事務局で日程調整をさせていただきまして、運営小委員会で検討いただきました。

第1回を8月26日、水曜日、午前10時00分から

第2回を8月31日、月曜日、午前10時00分から

に予定しておりますので、検討小委員会の委員の皆様、どうぞよろしくお願いいたします。

【橋口会長】

ただいま説明された日程でよろしいでしょうか。

(異議なし)

ありがとうございます。続いて、議題6の「検討小委員会における関係労使の意見聴取について」ですが、事務局より説明をお願いいたします。

【賃金室長】

前回の第1回審議会で概要をご説明し、運営小委員会で詳細と日程の確認をいただいたところです。資料17ページの資料7をご覧ください。

意見陳述者につきましては4産業、労側から5名の推薦をいただき、使側からの推薦はございませんでした。労側の4産業5名の推薦につきましては、肉乳のみ2名の推薦があったことから計5名となっております。昨年度と同様、1名増えることについては、運営小委員会において承認されております。

18ページの必要性の有無に関する意見書は、17ページの要領のとおり、1回目の検討小委員会開催予定日の前日を提出期日としております。なお、日程的に短期間での対応となりますので、当日持参でも差し支えないということにしております。意見陳述は第1回検討小委員会で行います。なお、意見陳述は討論の場ではなく、質問に対して回答が可能な範囲で回答していただく、意見陳述を希望されない場合は各委員が意見書を黙読し、質問が出た場合、労使各側の委員で可能な範囲で回答するとしております。

また、必要性の審議において、労働者側からは「当該特定最低賃金自体の存在意義、地域別最賃に一時的に埋没しても1円以上引き上げる必要性、宮崎における当該産業の優位性」などの主張が考えられます。一方、使側からは「当該特定最低賃金の廃止、改正または改正の必要は無い」などの主張が考えられますが、これらの主張の根拠等を踏まえて審議いただけますと、活発な審議になると考えております。説明は以上でございます。

【橋口会長】

検討小委員会における関係労使の意見聴取について事務局より説明がありましたが、ただ今の説明について何か質問のある方はお願いします。

(質問なし)

ございませんか。それでは関係労使の意見聴取をするということで、要領に沿って、実施する

ということでしょうか。

(異議なし)

はい、ありがとうございます。続きまして、議題7「事業場視察結果について」ですが、事務局から説明をお願いします。

【賃金室長】

はい、事業場視察結果についてご報告させていただきます。資料につきましては委員の皆様には事業場視察関係資料として机上配付させていただいております。令和8年度事業場視察につきましては、7月15日水曜日に公労使各2名、事務局3名の合計9名で実施いたしました。実施結果の概要については、事前に各委員にお知らせしているところですが、今申し上げたとおり、本日、机上配布しております。

視察事業場は、食料品を製造している事業場で、企業名については公開しておりませんので、甲社というかたちで述べさせていただきます。事業場と労働者6名から事前にヒアリング票を提出いただきまして、視察委員が内容を確認の上で当日の視察に臨みました。

視察当日は、まず事業場との意見交換を実施し、その後、労働者6名との意見交換を実施いたしました。意見交換のやりとりは、資料2ページから5ページに詳細を記載しておりますが、事業場の発言の要旨としては、1ページにございますとおり、「最低賃金にあわせて社員間の賃金バランスを図りながら賃上げに対応している。」「今後も可能な限り賃金引上げの方針であるが、原資や利益などを考慮すると限界がある。」「価格転嫁については、対応できている。」「人材流出と賃金との関連はあるかもしれない。」「発効時期については、準備期間が例年より長くなった点はメリットが感じられた。」というような発言がございました。

労働者からの発言の要旨としましては、「物価上昇による賃金や生活への影響を感じている。」「子供の将来のために預金をしている。」「宮崎県の賃金は全国的に見て低く、ぜいたくはできないと思う。」「最低賃金の明確な根拠があれば納得できる。」というような発言がございました。簡単ですが、報告は以上とさせていただきます。

【橋口会長】

はい、ありがとうございました。今回初めて実施をさせてもらった事業場視察ということでございますけれども、ただいまの説明について何か質問のある方、もしくは視察委員の方から感想などありましたら、お願いをしたいと思います。いかがでしょうか。

どなたでも結構ですけれども。いかがでしょうか。事前に配付はしていただいておりますが、ひょっとするとまだ目通しできていない方もいるかもしれませんので、見てもらいながらでもかまいませんが、ご意見やご感想、いかがでしょうか。労側、使側で行かれた方々も何かご感想等ございませんか。なにぶん初めての試みでしたけれども。いいですか。使側の方も大丈夫ですか。私は直接行けてませんので、公益は森部さんと古賀さんに行っていただきまして、ありがとうございました。皆様方の代表のそれぞれの方々も、お忙しい中、行っていただいて大変ありがとうございます。敬意を表したいと思います。

一言感想ですが、やはり初めてのことでどうなるのかなと思ってましたけれど、もちろん時間の関係で一箇所だけの限定された結果と言えそうなんです。事業主側、それから労働者6名からもしっかりと意見が聞き取れていますし、大変貴重な結果ではないかと思えます。我々も、毎年、様々な実情を、それぞれの団体の調査結果などを踏まえて審議会で検討していますが、そ

それはそれで実りあるものだと思いますけど、やはり現場で直接聞いて、本当に実感のこもったご意見というか、生の声をしっかりとこのように聞いてもらえたというのは、今後の議論にも大きな材料になるのではないかというふうに感じました。初めてのことで関係の皆さんには大変ご苦勞をいただいたんですけれども、それだけの価値がある貴重な結果だというふうには私は思いましたので、そのことはここでお伝えさせていただきたいと思います。他にいいですか。大丈夫ですか。また専門部会の議論などに生かしていただければと思いますので、よろしく願いいたします。それでは続きまして、議題8「その他」になりますが、何かございますでしょうか。

(特になし)

ございませんか。特に他に無いようでしたら、予定された議題は以上ですので、本日の会議はこれで終わりいたします。

本日の議事録については、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれ、個人や団体の権利利益が侵害されるおそれ、率直な意見の交換や意思決定の中立性が損なわれるおそれはないと判断されますので、宮崎地方最低賃金審議会運営規程第7条第2項の規定により公開したいと思いますが、公開についてご異議はございませんか。

(異議なし)

それでは議事録は公開とします。なお本日の議事録の確認は冒頭に事務局の説明のとおり、鎌田委員と宮崎委員をお願いいたします。お疲れ様でした。事務局から連絡があればお願いします。

会 長

労働者側代表委員

使用者側代表委員
